平成２９年（フ）第２８号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字北町64番地ルミエールショウワＡ202、旧住所静岡県焼津市柳新屋188番地の４　アネックス焼津106
債務者　久保田博之
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
茨城県取手市本郷１丁目27番７―106号
債務者　原田麻由美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
埼玉県ふじみ野市西１丁目３番２号　ニューハイツ山崎103
債務者　小川　幸枝（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４００号
新潟市北区島見町2333番地１、前住所新潟市北区島見町1057番地１
債務者　松本サルマン
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０７号
新潟市中央区姥ケ山４丁目７番54号　メゾン田村205号、前住所新潟市中央区姥ケ山４丁目７番48号
債務者　田村　　健（旧姓傳川）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２７号
新潟市西蒲区葉萱場340番地８　アクシス２202号、前住所新潟市西蒲区押付946番地３コーポファンシードリーム102
債務者　岡田　郁枝
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２９号
新潟市北区早通南５丁目１番15―23号
債務者　橋本　美香
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４３号
新潟県五泉市村松乙97番地　梁取アパート８号、前住所新潟県五泉市村松乙97番地　梁取アパート５号
債務者　緑川　良輝
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４４号
新潟市西区小針１丁目38番１号
債務者　高橋　宏幸
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４号
福井県越前市妙法寺町第43号１番地の６
債務者　林　　勇樹
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
福井市文京６丁目17番８号　ツインロワイアル303号室
債務者　金城　義尚
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
長野県松本市大字岡田松岡299番地４　コーポホワイトⅡ102号
債務者　三村　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２００号
長野県大町市大町2077番地14
債務者　前田香由利（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２２号
長野県松本市野溝西２丁目６番44号　芙蓉ハイツ３Ｆ
債務者　籠田　和巳
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４０２号
岐阜県羽島市正木町須賀小松431番地
債務者　今井田かよ子こと　今井田かよ子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２３８号
静岡県富士市松岡1806―186リバーサイド原Ⅱ201、住民票上の住所静岡県富士市森島458番地の７
債務者　堀田　寿子（旧姓滝沢）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５５号
静岡県下田市東本郷１丁目９番17号じゅらくアパートＢ―201
債務者　岡本　晃一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
静岡地方裁判所下田支部